

令和 8 年度 女性が輝くリーダースキルアップ事業・  
次世代リーダー養成事業企画・運営業務仕様書

## 1 業務の目的

将来にわたり持続可能で活力ある社会を構築するためには、多様な人材の活用や視点の導入が必要であり、社会における構成員の意思を公正に反映するためにも、人口の半数以上を占める女性のより一層の活躍が求められている。

そこで、女性のライフステージに即し、女性が地域活動や仕事を通じて自己実現や達成感を得られる環境整備のため、地域のリーダーや企業における管理職の育成を図るとともに、今後、リーダーになっていく人材を養成するため、若年層を対象とした次世代リーダー養成講座を行う。

さらに、地域や企業の垣根を超え、女性活躍・男女共同参画の推進のための核となるネットワークを一層強化し、様々な分野における女性活躍の推進につなげることを目的とする。

## 2 業務の委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

## 3 業務の概要

- (1) 必要な人員や組織体制を整え、当該事業を実施することとし、セミナー及び意見交換会の企画・運営、資料の作成・印刷、講師等の手配・謝金等の支払、受講者の募集、受講者への通知の作成・送付、会場の手配・設営等の一切の業務を行うこと。
- (2) 広告チラシ（参加申込書を含む）を作成・配布すること。また、データ及びチラシ本体を納入すること。
- (3) 各研修及びセミナー開催時に、受講者に対してアンケートを実施すること。その結果を、書面により、各研修開催日から起算して 30 日以内に県に報告すること。加えて、各研修及びセミナー実施の状況・内容について記録し、業務実施報告書を各研修開催日から起算して 30 日以内に県に提出すること。
- (4) 香川県のホームページ上で公開する実施報告書を作成すること。
- (5) 事業の実施に際して必要な保険に加入すること。
- (6) 業務完了後、業務完了報告書及び成果物を提出すること。

## 4 業務の内容

以下の(1)～(3)の業務を実施するとともに、(4)に留意すること。

### (1) 女性が輝くリーダースキルアップ事業に係る業務

それぞれの分野で既にリーダーとなって活躍している女性たちを次のステップである組織のトップや管理職等としての管理能力と部下を育成できる指導力を持つ人材として養成するとともに、地域や企業の垣根を超えたネットワークの活性化を行うことにより、あらゆる分野における女性活躍の推進につなげることを目的とし、①～②を実施する。

① セミナー（管理職等に必要なスキル等の内容を含む少なくとも 3 回以上）

○対象者 令和 5 年度から令和 7 年度に県が実施した女性が輝くリーダー養成講座の修了生及び他の機関が実施した同様の講座等の修了生のうち、管理職等を目指す意欲のある女性（25 名）

○内 容 管理職となるための必要な管理能力、部下の育成能力、女性管理職ならではの課題解決、コミュニケーション能力など

② 次世代リーダー養成事業受講者とのグループディスカッション（1 回）

○内 容 次世代リーダー養成事業受講者とのグループディスカッションを通して、お互い理解を深め年齢や立場を超えて女性の連携を図る。

## (2) 次世代リーダー養成事業に係る業務

地域や企業、団体などで、今後リーダーとなっていく人材を育成するため、40歳以下の女性を対象に現在活動している分野でリーダーとして活動できるスキルを身に付けるとともに、年齢や立場を超えたネットワークの活性化を行うことにより、あらゆる分野における女性活躍の推進につなげることを目的とし、①～②を実施する。

① セミナー（リーダーとして必要なスキル等の内容を含む少なくとも3回以上）

○対象者 様々な分野や企業で活動している40歳以下の女性（25名）

○内容 女性たちが、今後リーダーとなり、行動していくための知識やスキルを学ぶセミナーを実施する。

② 女性が輝くリーダースキルアップ事業受講者とのグループディスカッション（1回）

○内容 女性が輝くリーダースキルアップ事業受講者とのグループディスカッションを通して、お互い理解を深め、年齢や立場を超えて女性の連携を図る。

## (3) ネットワークの活性化に係る業務

○対象者 香川の女性ネットワーク「おいり」（詳細は別紙参考）のメンバー、(1)(2)の事業のセミナー受講者及び県が実施する他の女性活躍推進事業の受講者や過去受講者（最大150名程度）

○内容 地域や企業の枠を超え、本県における女性活躍を推進していくためのネットワークの活性化を行う。

○実施時期 開催時期は県と協議の上決定することとする。

## (4) 受講者への配慮

- ・セミナーの開催については、受講者が参加しやすい日時とすること。
- ・受講者の希望に応じてオンライン形式での受講も可能とし、その方法については、県と協議の上決定すること。なお、オンライン形式での受講者もグループワーク等に参加できるよう配慮すること。※必要な機材一式の確保は、受託者の負担とする。
- ・受講者が参加しやすい雰囲気づくりに努めること。
- ・必要に応じて、受講者のための手話通訳等を用意するなど、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第2項に規定される必要かつ合理的な配慮を行うこと。
- ・受講者の希望に応じて、託児所を設置すること。
- ・(1)及び(2)の業務にあたっては、欠席した受講者も後日受講できるよう、セミナー時の動画を提供する等工夫すること。

## 5 支払方法

精算払

## 6 企画提案書の内容

### (1) 実施主体

① 所在地、組織図、業務実施体制等

② 女性活躍に関する研修の実施実績、事業遂行のための技術やノウハウ

③ 広報の方法

以下の(2)について、各々の参加目標数を達成できるよう、効果的に周知するための方法を具体的に提案すること。

### (2) 女性が輝くリーダースキルアップ事業及び次世代リーダー養成事業、ネットワーク活性化事業の内容

① セミナーの内容

各セミナーの内容について、次の内容を含めた具体的な提案をすること。

- ・管理職やリーダーを目指す者に必要な知識・スキル等

セミナーの開催にあたっては、セミナーの種類や数、選択制の導入、必須・任意の設定等の具体的な実施方法についても提案すること。

② グループディスカッション

両事業受講者同士が積極的に意見交換できる具体的な内容を提案すること。

③ ネットワークの活性化の内容

参加者のネットワークの活性化の契機となるような取組みについて、次の内容を含め、具体的に提案すること。

・過去の受講者も含めたロールモデルの活用

・香川の女性ネットワーク「おいり」による意見交換会等（1回）の企画・運営

なお、会場については県と協議の上決定することとし、会場費用については県が負担することとする。

④ セミナー及びネットワークの活性化の実実施計画

各セミナー及び意見交換会の実施スケジュール及び当日の運営体制を提案すること。

⑤ セミナー講師及びロールモデルの選定

各セミナー及び意見交換会の内容に適した講師及びロールモデルの選定の観点について、具体的に提案すること。

(3) 経費

- ・提案内容に対し、講師費用や会場設営費用など、必要なすべての経費を適切に見積もること。
- ・本公募の契約限度額の範囲内で、見積金額及び積算根拠を記載すること。ただし、セミナー会場は、香川県男女共同参画センター「ふらっとぴあ香川」のセミナー室を原則使用することとし、別の会場を利用する場合は、会議室使用料を見積金額に積算すること。
- ・経費は(2)の内訳が分かるように明示することとし、共通経費として一括で計上しないこと。
- ・(2)の広告チラシにかかる費用は、33,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とすること。

7 その他

- (1) 個人情報については、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないように徹底するとともに、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実に速やかに破棄又は消去すること。

また、受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- (2) 本事業実施に関する準備・進行管理、その他必要な業務は受託者の責任において行うこと。なお、事業実施に当たっては、県に対し適宜連絡又は報告を行い、県と調整を図ること。

- (3) 本事業の成果物並びにデザインの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は県に帰属する。この成果物等の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者は、あらかじめ当該第三者の書面による契約により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡させた上で、当該成果物等を県に引き渡すものとする。

なお、研修で講師が配布する資料等については、当該成果物等には当たらないものとする。

県及び県の指定する者は、この成果物に係るアイデア、ノウハウ、コンセプト等について、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、県が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。

- (4) 他者の映像その他印刷物などから、映像、写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や著作権の侵害などの問題が生じることのないよう受託者において必要な手続きをとること。

- (5) 受託者決定後、協議により、採用された企画を一部変更することがある。

- (6) 天災その他社会情勢等により、事業が中止となった場合や業務の完了に影響が出た場合は、変更契約を締結し、本業務の準備に要した経費を上限（ただし、契約金額以内で、県が適切と認める範囲に限る。）に委託料を支払うものとする。

(7) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、県と協議すること。

8 成果物

成果物とは、次のものをいう。部数等については、県と協議の上決定するものとする。

- ・チラシ等広報に関するもの
- ・その他指示するもの

担当

香川県政策部男女参画・県民活動課 中原・新名

TEL : 087-832-3199 / FAX : 087-832-3870